

## 岐阜県薬剤師修学資金返還支援事業費補助金 Q&A

### 1 支援実施病院の登録について

Q 1 開設者の法人所在地が県外である場合でも「支援実施病院」として登録することはできますか。
A 1 開設者の法人所在地が県外であっても、県内で開設している病院は支援実施病院として登録することができます。
Q 2 いつまでに登録申請をしなければなりませんか？
A 2 登録申請はいつでも可能ですが、登録された以降でなければ補助金の交付申請はできませんのでご注意ください。
Q 3 登録した場合、必ず毎年度採用募集をしなければなりませんか？
A 3 支援実施病院に登録した場合でも、必ず毎年度採用活動を行う必要はありません。ただし、本事業の円滑な実施のため、県から随時必要な調査をさせていただきますのでご協力をお願いします。
Q 4 登録後に更新等の手続きは必要ですか？
A 4 登録に有効期間はないため、更新の手続きをする必要はありません。ただし、支援実施病院の要件を満たさなくなったとき、登録の取消しを求めるとき、又は登録内容（病院の名称や所在地などの登録事項、修学資金返還支援制度の内容）に変更があったときは速やかに届け出てください。
Q 5 支援実施病院に登録された病院は公表されますか？
A 5 支援実施病院に登録された病院は、岐阜県公式ホームページで公表します。

### 2 支援対象者について

Q 6 岐阜県外の出身者でも支援対象者になりますか？
A 6 支援対象者になります。（出身地に制限はありません。）
Q 7 県外在住者でも支援対象者になりますか？
A 7 支援対象者になります。（住所地に制限はありません。）
Q 8 県外のグループ病院から転勤により支援実施病院で勤務を開始する者は、支援対象者になりますか？
A 8 補助事業者が開設している県外の病院で薬剤師として勤務したことがある者は支援対象者になりません。 一方で、県外の病院等に勤めていた者が転職により支援実施病院で勤務を開始する

場合は、支援対象となります。

Q 9 支援実施病院で勤務しながら他の施設でも勤務する者でも、支援対象者になりますか？

A 9 原則支援実施病院で勤務する必要がありますが、以下の場合、兼務が認められます。  
・学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 2 3 条第 2 項に基づく学校薬剤師の業務  
・薬剤師会が開設する休日夜間対応薬局に係る業務  
・市町村等が開設する休日診療所に係る業務

Q10 パートや嘱託職員でも支援対象者になりますか？

A10 支援対象者になりません。正規雇用の職員のみが支援対象者となります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別にご相談ください。

Q11 支援対象者が支援実施病院で勤務をすることが必要な期間（義務年限期間）はどのように算定しますか？

A11 通算で補助金の交付を受けた期間に、1.5 を乗じて算定します。  
(例 1) 6 年間交付を受けた場合： $6 \text{ 年} \times 1.5 = \boxed{9 \text{ 年}}$   
(例 2) 3 年 6 ヶ月間交付を受けた場合： $42 \text{ ヶ月} \times 1.5 = 63 \text{ ヶ月}$   
 $= \boxed{5 \text{ 年 } 3 \text{ ヶ月}}$   
(例 3) 1 年 3 ヶ月間交付を受けた場合： $15 \text{ ヶ月} \times 1.5 = 22.5 \text{ ヶ月}$   
 $\div 23 \text{ ヶ月}$   
 $= \boxed{1 \text{ 年 } 11 \text{ ヶ月}}$

### 3 研修プログラムについて

Q12 知事が認める研修プログラムとはどのようなものですか？

A12 岐阜県病院薬剤師会が策定する『岐阜県薬剤師臨床研修プログラム』に沿って構成された研修プログラムになります。  
『岐阜県薬剤師臨床研修プログラム』については、岐阜県公式ホームページにて案内します。

Q13 研修プログラムの受講が必要な期間はいつまでですか？

A13 返還支援を受けている期間となります。  
支援対象者が上記期間にすべての研修プログラムが修了できるよう、研修計画を作成してください。

### 4 補助対象経費について

Q14 補助対象経費となるのはどのような経費ですか？

<p>A14 補助事業者が、補助対象期間中に支援対象者に対して修学資金の返還を支援するために支給する手当等（補助事業者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合を含む）が補助対象経費に該当します。</p>
<p>Q15 返還支援の対象となる修学資金はどのようなものですか？</p>
<p>A15 返還支援の対象となる修学資金は、大学・大学院の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な次のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本学生支援機構が実施する第一種奨学金（無利子）・第二種奨学金（有利子）</li> <li>○ 岐阜県選奨生奨学金</li> <li>○ その他知事が適当と認める奨学金</li> </ul> <p>【返還支援の対象とならないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 県、県内市町村又は企業等が貸し付ける、卒業後の特定分野の従事や地域での就業・定住等を返還免除の要件とする規定を有する奨学金</li> <li>× 保護者等が借り受けて返済する教育ローン</li> </ul>
<p>Q16 支援対象者が複数の団体から奨学金を借り入れている場合、補助対象経費はどのようなになりますか？</p>
<p>A16 返還支援の対象となる修学資金であれば、借入先の数は関係なく、補助事業者が支援した額が補助対象経費となります。</p>
<p>Q17 補助事業者の修学資金返還支援制度により、既に手当等の支給を行っている場合、交付申請前に行った手当等の支給は補助対象経費となりますか？</p>
<p>A17 交付申請前に行った支給については補助対象経費になりません。補助金の交付決定の日以降に支給した手当等が補助対象経費となります。</p>
<p>Q18 奨学金を繰上償還する場合、補助金の交付を受けることはできますか？</p>
<p>A18 奨学金を繰上償還する場合でも、補助限度額を上限に補助金を交付します。 補助金交付申請書に添付する修学資金返還支援事業計画書（別紙1）の「補助対象経費」に繰上償還予定額を含め、記入してください。</p>
<p>Q19 支援対象者1人につき補助対象期間は通算して最大6年間ですが、年度途中から支援を開始し補助金の交付を受ける場合、いつまで交付を受けられますか？</p>
<p>A19 支援実施病院に就業した日の属する年度から起算して通算で6年を超えない期間となるため、例えば令和8年10月に就業した場合、支援の開始日に関わらず、令和14年3月まで交付を受けることができます。 ただし、毎年度交付申請をする必要があり、また、県の予算の範囲内での交付となるため、申請したとしても必ず交付決定されるものではありませんので、ご注意ください。</p>
<p>Q20 支援対象者が産前・産後休暇や育児休業を取得し、奨学金の返還が猶予された場合、補助事業はどうなりますか？</p>

<p>A20 産前・産後休暇、育児休業その他の事由により奨学金の貸与団体において奨学金の返還の猶予が承認され、補助事業者が1年以上支援を中断する期間については、奨学金の返還が猶予された期間を上限に、通算の補助対象期間を延長することができます。</p>
<p>Q21 支援対象者が奨学金の返還を滞納した場合でも、支援実施病院が返還支援をしていれば補助金の交付を受けることはできますか？</p>
<p>A21 支援実施病院が返還支援をしていたとしても、支援対象者が正当な理由なく奨学金の返還を滞納した場合は、補助事業を打ち切ります。 奨学金の滞納が判明した場合は、速やかに県に報告のうえ、補助事業の内容の変更または廃止（支援対象者が1名の場合）について知事の承認を受ける必要があります、既に交付された補助金がある場合は、一部返還を求められる場合があります。</p>
<p>Q22 支援対象者が同一の補助事業者が経営する他の支援実施病院に転勤し、引き続き返還支援を行う場合は補助金の交付を受けることはできますか？</p>
<p>A22 支援対象者が交付決定を受けた支援実施病院に勤務することを前提として補助金の交付を決定していますので、転勤した場合は補助事業を打ち切ります。 この場合、補助事業の内容の変更または廃止（支援対象者が1名の場合）について知事の承認を受ける必要があります、既に交付された補助金がある場合は、一部返還を求められる場合があります。</p>
<p>Q23 支援対象者が県外勤務となった場合は補助金の交付を受けることはできますか？</p>
<p>A23 支援対象者が県外勤務となった場合は、補助事業を打ち切ります。 この場合、補助事業の内容の変更または廃止（支援対象者が1名の場合）について知事の承認を受ける必要があります、既に交付された補助金がある場合は、一部返還を求められる場合があります。</p>
<p>Q24 支援対象者が支援実施病院を離職した場合は補助金の交付を受けることはできますか？</p>
<p>A24 支援対象者が支援実施病院を離職した場合は、補助事業は打ち切りになります。 この場合、補助事業の内容の変更または廃止（支援対象者が1名の場合）について知事の承認を受ける必要があります、既に交付された補助金がある場合は、一部返還を求められる場合があります。</p>
<p>Q25 義務年限期間中に支援対象者が離職した場合、それまでに受けた補助金を返還する必要がありますか？</p>
<p>A25 義務年限期間（支援実施病院が支援する期間の1.5倍以上の期間）を支援実施病院で薬剤師として勤務しなかった場合は、原則として支援対象者の勤務期間等に応じて、既に交付を受けた補助金の全額又は一部の返還を補助事業者に求めます。</p>

Q26 返還支援終了後、義務年限期間中に支援対象者が離職した場合、補助金の返還額はどのように算定されますか？
A26 基本的な算定の仕方は次の例のとおりです。 ただし、勤務期間等によって実際に返還を求める金額とは異なる場合があります。 【例】 5万円／月で6年間支援したが、8年しか勤務せずに離職した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務年限期間：6年×1.5＝9年</li> <li>・実際の勤務期間：8年</li> <li>・本来の補助対象期間：96ヶ月（8年）÷1.5＝64ヶ月（5年4ヶ月）</li> <li>・既に県から病院へ補助した金額： 5万円／月×12月×6年×1／2＝180万円</li> <li>・本来の補助金額：5万円／月×64ヶ月×1／2＝160万円</li> <li>・返還額：180万円－160万円＝<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20万円</span></li> </ul>

## 5 交付申請手続き等について

Q27 支援対象者の修学資金の返還支援を10月から開始する場合、交付申請はいつまでに必要ですか？
A27 補助対象期間は、補助金の交付決定日から当該年度の3月31日までのうち、支援対象者が支援実施病院から修学資金返還のために支給を受ける最初の月から最後の月までの期間であるため、支給開始までには交付決定を受ける必要があります。 毎年度4月及び10月に交付申請を受け付けますので、当該月から手当等の支給を開始する場合は、別途県が指示する日までに申請をお願いします。 なお、県の予算の範囲内での交付となり、10月に申請は受け付けられない場合があります。
Q28 翌年度も引き続き補助を受けるためには、交付申請が必要ですか？
A28 補助金の交付を受けようとするときは、毎年度、交付申請が必要です。 手続きについては、別途、県から支援実施病院へ連絡します。 なお、県の予算の範囲内での交付となり、申請したとしても必ず全額交付決定されるものではありませんので、ご注意ください。
Q29 一つの支援実施病院から複数の支援対象者に対する経費について交付申請できますか？
A29 申請できます。 ただし、県の予算の範囲内での交付となり、申請したとしても必ず全額交付決定されるものではありません。なお、交付決定の際には、薬剤師偏在指標を参考に検討させていただくことがあります。
Q29 申請書等に押印は必要ですか？
A29 申請書、添付書類等に押印は不要です。

Q30 申請書等の様式はどのように入手すればいいですか？

A30 岐阜県公式ホームページにて案内します。

## 6 実績報告等について

Q31 実績報告書は、いつまでに提出が必要ですか？

A31 各年度の補助対象期間終了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

Q32 実績報告書の提出の際、支援対象者が実際に奨学金を返還していることを証明する書類を添付する必要はありますか？

A32 提出書類としては求めていませんが、必ず毎年度、補助事業者において支援対象者が計画通りに返還していることを確認してください。

なお、補助事業に係る関係書類は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保管してください。

Q33 返還支援終了後も何か手続きは必要ですか？

A33 返還支援が終了した年度から支援対象者が義務年限期間を満了するまでの期間は、毎年度、勤務状況報告書兼義務年限期間満了報告書を提出してください。

また、支援対象者が義務年限期間満了前に支援実施病院を離職した場合は速やかに県に報告してください。